

# 第 208 回 総 会

## 南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 10 月 12 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第 208 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和4年10月12日(水) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和4年10月12日(火) 午後2時20分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(13人)

会長 4番 中村文男

委員

1番 佐々木正義	2番 石橋薫
3番 夏坂元一朗	5番 夏堀健一
7番 山田憲幸	8番 堀内重男
10番 佐々木一雄	12番 三浦恵美子
13番 赤石敏文	14番 高橋勝敏
15番 河守田雄一	16番 工藤信仁

5. 欠席委員(3人)

6番 梅内道子 9番 川守田雄一  
11番 佐々木徳志

6. 会議書記

事務局長	野月正治
主幹	小田原孝治
総括主査	佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第9号 貸借合意解約書受理について
日程第5	議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第7	議案第25号 非農地証明交付申請の承認について

<p>事務局長 中村会長</p>	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>10番 佐々木 一雄 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p><b>(全員、憲章を唱和)</b></p>
<p>中村会長 事務局長</p>	<p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから第208回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>中村会長 事務局長</p>	<p>「あいさつ」</p> <p>本日、6番 梅内 道子 委員・9番 川守田 雄一 委員・11番 佐々木 徳志 委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は16名中13名で、委員定数に達しておりますので、第208回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時05分)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>14番 高橋 勝敏 委員</p> <p>15番 河守田 雄一 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>(異議なしの声あり)</b></p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p>

	<p>次に、日程第3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。</p>
小田原主幹	<p>次に、日程第4 報告第9号「賃貸借合意解約書受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹 報告第9号について、説明いたします。 農地法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成28年6月17日から令和8年6月16日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和4年8月26日、土地の引き渡しの時期は令和4年8月27日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第5 議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、農業委員2番石橋薫委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">— 石橋委員退席 —</p> <p style="text-align: right;">(午後2時08分退席)</p>
小田原主幹	<p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹 議案第23号について、説明いたします。 農地法第3条の規定による許可申請は8件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>堀内 重男調査員</p>
堀内調査員	<p>8番 堀内から説明いたします。 去る9月30日、山路農地利用最適化推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第23号、24号及び25号について、調査を行いましたので説明します。 議案第23号について、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働</p>

	<p>人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番から番号8番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第23号について、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、石橋薫委員の入室を求めます。</p>
	<p style="text-align: center;">— 石橋委員入室 —</p> <p style="text-align: right;">(午後2時13分着席)</p>
議長	<p>次に、日程第6 議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p>
小田原主幹	<p>小田原主幹</p> <p>議案第24号について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p>
堀内調査員	<p>堀内 重男 調査員</p> <p>5番 堀内から説明いたします。</p> <p>議案第24号について、農地法第5条第2項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 24 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、南部町役場から西に約 1.5 kmに位置し、北側及び東西側は宅地、南側は農地となっております。</p> <p>農地区分については、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 24 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 7 議案第 25 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 25 号について、説明いたします。</p> <p>非農地証明交付申請の承認に係る案件は 1 件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図と公図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>堀内 重男 調査員</p>
堀内調査員	<p>議案第 25 号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>現地調査の結果、申請人が平成 10 年頃から当該農地の肥培管理を廃止したことに伴い山林化しており、農地への再生利用が困難と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>非農地証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 25 号について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・鳥谷地区で南部町役場から南に約 6.3 km の距離に位置し、申請地の東側は農地、西側及び南北側は山林となっております。</p> <p>非農地等認定の基準となる「肥培管理を廃止し、おおむね 20 年以上経過したもので、農地等として利用することが困難と認められる土地」と判断されることから、非農地証明の承認は問題ないと考えます。</p> <p>以上補足説明終わります。</p>
議 長	<p>議案第 25 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 25 号「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 208 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 20 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p style="text-align: center;">・起立    ・礼    ・直れ    ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 10 月 12 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....